

第12章 水 産 庁

第1節 水産資源の開発と 保護培養

1 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。なお、調査船は一般漁船を用船し、これにセンターの調査員が乗船し調査に当たることになっている。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況その他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、浮魚礁を利用した漁場造成開発手法の確立を図るための調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、更には人工漂流物の放流による浮魚資源の動態把握のための調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する

情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より増資が行われ、5年度末現在民間出資金合計は1億8,300万円となっている。

(4) 国 の 助 成

5年度、国はセンターに対し47億6,854万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名（常勤3、非常勤3）、職員28名より成っている。

(6) 5年度の事業実施概要

5年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表1のとおりである。

2 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国展開を図るため海区毎に事業場を整備することとし、4年度までに14事業場1実験地が整備された。5年度からは、くろまぐろ栽培漁業施設の整備が進められている。

更に国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）及び新技

表1 平成5事業年度企業化調査等の概要

漁業種類	使用船舶	(トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概要
(新漁場開発調査事業)						
まぐろはえなわ	開発丸	(489)	南太平洋中部地域	めばち、きはだ	179トン	ペルー沖、チリ沖、タヒチ東方でめばちの好漁場を確認
まき	網日本丸	(760)	熱帯インド洋海域	かつお、きはだ	4,029トン	マダガスカル北西部沿岸水域及びインド洋東部水域で好漁場を確認
まき	網第8天王丸	(349)	熱帯太平洋中部海域	かつお、きはだ、めばち	1,669トン	西経公海域、マーシャル、キリバス周辺等で魚群の比較的豊富な分布を確認
まき	網北勝丸	(286)	北太平洋中部(西部)海域	かつお、さば、いわし	627トン	小笠原沖から道東沖のかつお、まぐろ、八戸沖から常磐のさば、いわしともに漁獲は低調
さんま棒受網等	第23宝洋丸	(119)	天皇海山周辺(東部)海域	さんま	222トン	沖合の水温が例年に比べ低く、魚体は小型が主体
いか釣り	第2新興丸	(361)	熱帯太平洋東部海域 南大西洋西部海域	あめりかおおあかい あかするめ、まついか	484トン	エクアドルといか類資源の共同調査を実施 バタゴニア水域であかするめいかの漁場を確認
かつお釣り	第58海王丸	(499)	太平洋西部海域	かつお、びんが	1,152トン	タスマン海等でところかつおの好漁場を確認
底はえなわ	第22安洋丸	(499)	北太平洋西部海域	ぎんだら、あかうお類	23トン	アラスカ湾の海山群でぎんだら等の分布を確認
(新資源開発調査事業)						
がすところ資源	第71住吉丸	(498)	南太平洋中部(東部)海域	がすところ	146トン	索餌回遊群の漁場形成を確認
(深海漁場開発調査事業)						
遠洋底びき網	深海丸	(3,395)	北大西洋西部海域	からすがれい、あかうお ぶるーほわいていんぐ	530トン	フェロー諸島水域でぶるーほわいていんぐの漁場形成を確認 グリーンランド水域でからすがれいの好漁場を確認
(新操業形態開発実証化事業)						
まき網	平成丸 (1ヶ統2隻)	(965)	東シナ海、黄海、南シナ海海域	いわし、あじ、さば	472トン	省人・省力化による新たな操業形態の可能性について実証化調査を実施
(沖合漁場等総合開発調査事業)						
沖合漁場造成開発事業	第18絛成丸	(69)	北太平洋西部(日本沖合)海域	かつお、きはだ、しいら、めばち	244トン	浮魚礁の設置規模、形式と魚群の網集効果との関係についての基礎資料を収集
沖合漁場等再開発基礎調査	第1漁運丸	(124)	日本沖合(北見大和堆)海域	すけとうだら、そこだら類	8トン	北見大和堆の再開発に必要な海洋環境等の基礎的資料を収集
	若潮丸	(320)				
	第30丸定丸	(125)	日本沖合(三陸沖大陸棚斜面)海域	そこだら類	50トン	宮城県沖合の水深1,000m~2,000mの海域において資源分布調査を実施
沖合有用魚種相調査	第3開洋丸	(473)	日本沖合海域	かつお、まぐろ類 ひらまさ、しいら	0トン	人工漂流物に群集する魚群等を視測

術導入施設の整備（平成元年度から）が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費19億6,246万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、14事業場及び1実験地（屋島、玉野、伯方島、上浦、古満目、志布志、宮古、厚岸、五島、能登島、小浜、宮津、八重山、南伊豆及び百島）において、まだい、ひらめ、ぶり、しまあじ、きじはた、くろまぐろ、はなさきがに等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ 資源管理型漁業推進総合対策事業

資源管理型漁業推進総合対策事業のうち広域栽培資源放流管理手法開発調査及び重要甲殻類栽培資源管理手法開発調査を実施する都道府県に対して、国費8,268万円（補助率1/2）をもって補助するとともに、当該調査についての的確な助言を図るため、社団法人日本栽培漁業協会に対して栽培漁業の放流効果手法等に関する調査研究及び技術情報の収集等を委託実施（委託費3,047万円）した。

ウ くろまえば、がざみの種苗生産事業

国の補助事業（国費2,799万円、補助率4.5/10、1/2）により、日本栽培漁業協会が志布志事業場及び玉野事業場において、くろまえば種苗9,395万尾、がざみ種苗1,278万尾を生産し、16府県に配付した。

エ 施設整備事業

施設整備は、予算額21億8,744万円でくろまえば栽培漁業施設ほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する助成

ア 県営栽培漁業センターの整備

48年度から58年度までの間に全国37道府県の基本施設の整備を行い、さらに55年度から63年度までの間に県営栽培漁業センターの施設増強を行った。60年度から、特性の異なる海域を有する等の理由により従来の栽培漁業センターのみでは栽培漁業の推進が困難な県について拠点施設整備を開始し5年度は6億4,133万円を補助した。

更に、元年度から、新技術導入に係る施設整備を開始し、5年度には6億7,849万円を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るため、国費1億1,046万円（補助率1/2）をもって、放流技術開発事業について引き続き補助するとともに、きじはた、おにおこぜ、う

ばがい等地域に密着した特産種について種苗の量産、放流等に関する技術開発のため国費6,707万円（補助率1/2）をもって地域特産種量産放流技術開発事業に助成を行った。

また、しまあじ等を対象に魚群が浮遊物や岩礁等に媚集する機構を究明し、その性質を活かした種苗の育成・放流及び漁場の管理等により効果が期待できる手法の開発を行うため国費2,071万円（補助率1/2）をもって、飼付け型栽培漁場管理技術開発事業に助成を行った。

更に、自然的条件により量産可能な栽培漁業対象種が限られている海域において、にしん、まつかわ等の新たな魚種について、その海域の特性を勘案しつつ、種苗の量産技術、効率的な中間育成技術を行うため国費4,833万円（補助率1/2）をもって特定海域新魚種量産技術開発事業に助成を行った。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が前浜において「畑づくり」、「種づくり」を一体的に行い、栽培漁業の定着化を図るため、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、5億1,638万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

また、自然的条件・社会経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るため、特定海域栽培漁業定着化強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費6億2,072万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

(4) 日本栽培漁業協会に対する助成

日本栽培漁業協会については、前記のくろまえば、がざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するため、活動費等について1億7,655万円（補助率：定額、10/10、9/10、6/10）を補助した。

3 海面養殖業の振興対策

海面養殖業は、需要の強い魚介類の選択的、計画的な生産が可能であるとともに200海里体制の定着に伴う沿岸漁場の有効利用を図る観点から極めて重要なものとなっており、近年、その生産量・生産額ともに増加傾向にあり、対象種を拡大しながら発展している。

その振興策としては、①養殖生産の合理化、養殖場の生産条件を改良するための施設整備、水産土木事業、②養殖業が未開発な地域における養殖振興策として海域特性に適合した対象種の技術開発調査、③養殖対象種・餌料原料の多様化を推進する調査、④漁網防汚剤の海産魚介類への影響調査及び有効成分毎の効果的利用法の解明調査、⑤安全な養殖生産物の安定供給及び

健全な養殖業の発展を図るため、適正管理体制の整備・拡充及び安全対策の全国的な推進体制の整備事業を継続実施するとともに、5年度からは養殖漁場の環境評価及び水・畜産加工廃棄物等未利用資源の飼料への利用可能性等の調査、養殖施設を適正に配置し、漁場の高度管理の普及を図るためのモデル事業の実施並びに植物蛋白質を多く配合した飼料による給餌養殖をパイロット的に実践して地域への定着化を促進する。

表2 5年度海面養殖業関連予算（単位：千円）

特定海域養殖業推進調査	49,280
魚類養殖対策調査（内水面分を除く。）	95,439
新漁網防汚物質有効利用対策事業	14,877
養殖適正管理促進事業（内水面分を除く。）	25,978
餌料対策型養殖パイロット事業	61,194
養殖漁場適正配置モデル実証事業	52,721

4 真珠養殖事業

(1) 概 要

5年の海産あこや真珠の生産量は、前年度5.8%増の1,939万もんめとなった。また、需要の半数を占める輸出については、5年は淡水貝真珠を含め数量で前年比11.1%減の799万もんめ、金額で17.9%減の422億円となった。

(2) 計 画 生 産

生産の長期性と需要の変動性を併せもつ真珠養殖業の安定的発展を図るため、漁場環境及び需要の動向に対応した計画生産を行う必要がある。

このため、農林水産大臣は「真珠養殖事業法」の規定に基づき、毎年、真珠養殖事業審議会の意見を聞いて、翌年度の府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を公表することになっている。

5年度は、海産あこや貝真珠については、愛媛県ほか16府県で前年度同の1億6,040万貝、淡水いけちょう貝真珠については、滋賀県ほか2県で前年度比20.0%減の37.2万貝とそれぞれ公表した。

(3) 輸出向け真珠の国営検査

「真珠養殖事業法」の規定に基づいて、東京及び神戸の両真珠検査所が実施している輸出向け真珠の国営検査については、5年度は両真珠検査所で1万1,019件、828万もんめの検査を実施したが、数量において前年度比15.7%の減少となった。

アメリカ向けの受検量は196万もんめと前年比13.7%減、ドイツ向けは11.0%減の146万もんめ、スイス向けは21.3%減の129万もんめ、香港向けは10.1%減の116万もんめであった。

5 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国において重要魚種であるさけ・ますは、「溯河性魚類」として、北日本の諸河川に親魚がそ上産卵する。翌年、稚魚は降海し後海洋で成長した後、再び回帰し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また、昨年北太平洋溯河性魚種保存条約が締結され、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、我が国の自己資源として、さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

(2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国の事業計画に基づき国営(31か所)、道営(6か所)、民間等(121か所)が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア 北海道さけ・ますふ化場(国営)

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本場(札幌)、支場(6支場)、31事業場から組織される国営の北海道さけ・ますふ化場が設置されている。

5年度は、前年度に引き続き資源の安定的維持を図り、かつ質的向上に資するための基幹河川におけるふ化放流事業、不振地域への種卵移殖事業等を実施した。

また、国民の食生活の高級化・多様化に対応し、さくらます・べにさけのスモルト(降海型の幼魚)放流事業を推進した。

更に、優良系群作出調査並びに品質向上対策調査を強化するとともに、本州日本海地域に対し回帰率向上を目的とした実証実験、技術指導を行った。

イ 国営以外

5年度は、増殖施設の整備及び溯河性さけ・ます類の自然産卵を助長させるため通路整備事業に対して助成した。

表3 5年度北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流実績

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	2,441	1,486	1,061
さくらます	10	10	11
からふとます	388	174	132
べ に さ け	4	2	1

(注) さくらますの放流数には、地産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県でさけ・ます人工ふ化放流事業を実施した。これらの県では漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げ放流しており、この事業に対して助成した。また、新たに、飼育用水不足の解消を図るため、用水の再使用のための調査等を行う飼育水高度利用化対策調査を実施するとともに、生産効率向上及び品質改善のための調査、日本海側の回帰率向上等を図るための調査、さくらます資源増殖振興事業、さけ・ます増殖施設の整備、さけ・ます再生産円滑化推進事業、自然産卵を助長させるための魚道の整備を継続実施した。

表4 5年度本州におけるさけ・ます人工ふ化放流実績(概数)

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	1,357	996	962
さくらます	2	8	3

(注) 放流数には、種卵移植に由来する稚魚数を含む。
さくらますの放流数には、地産に由来する稚魚数を含む。

表5 5年度さけ・ます放流事業関連予算

(単位：千円)

北海道さけ・ますふ化場	2,194,342
運営に必要な経費	1,565,209
施設 費	629,133
補 助 金	1,191,525
放 流 事 業 費	478,254
さけ・ます再生産円滑化推進事業費	36,059
さけ・ます増殖施設特別整備事業費	431,171
さけ・ます通路整備事業費	98,971
さけ・ます増殖効率化推進事業費	147,070

6 内水面漁業振興対策事業

(1) 第2次内水面振興対策事業

200海里体制の定着に伴い、我が国周辺水域の有効利用を図るため、沿岸・沖合漁業の振興を図るとともに内水面漁業の一層の振興を図ることが重要な課題となっている。また、内水面は釣り等のレクリエーションの場の提供、地域の活性化を推進する上で重要な位置をしめている。

一方、国土開発の進展による漁場分断、閉鎖水域の富栄養化及び養魚用水の確保の困難性等内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は極めて厳しいものがある。

以上のような情勢に対応して、本事業は次の3つの

事業を実施した。

ア 内水面総合振興事業

広域的観点から内水面漁業・養殖業の振興を図るため、原則として都道府県の区域をその対象地域として、水産資源の培養、環境の維持改善、漁業近代化、遊漁施設の整備に関する事業を計画的かつ総合的に、全国20か所、1地域当たり平均事業費1億8,500万円で、総合振興計画を樹立して元年度から5年度までの5年間で実施した。

イ 養殖主産地整備事業

地域の特性及びニーズに応じて拠点的地域における養殖主産地の振興を図るため、内水面総合振興事業を実施する地域を除き、概ね漁業協同組合の地区をその対象として、養殖基盤、環境の維持改善、養殖業近代化施設等の整備に関する事業を1地域当たり平均事業費4,000万円で実施した。

ウ 内水面地域活性化事業

水産資源を利用して、内水面地域の振興を図るため、1市町村から数市町村の区域をその対象地域として、未利用水面の利用、水産資源の保護培養及び内水面に関する知識の普及等に必要な施設等の整備に関する事業を1地域当たり平均事業費3,500万円で実施した。

(2) 河川流域資源活用促進事業

河川等内水面の自然生態環境を保全することが、内水面漁業の振興を図るうえで不可欠となっている。このため漁業協同組合等による優良活動事例に関する調査、河川流域資源の利用者を対象とした、内水面の水産生物資源の保全と適正な利用等に関する知識の普及啓蒙事業及び具体的な情報提供をするために必要な河川実態調査を実施した。

(3) 養殖適正管理促進事業のうち内水面分

高品質で安全な養殖魚を生産するため、消費者が安心できる養殖の適正な管理のあり方を検討し、指導体制の整備を図り、共同管理体制を確立しつつある全国内水面漁業協同組合連合会と日本養鯉漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 第3次内水面振興対策事業調査費

内水面漁業の生産基盤の確保、水産資源の培養・管理の推進、ニーズに応じた養殖業の推進、釣り等のレクリエーションの社会的要請等に対応し、地域の活性化に即した第3次内水面振興対策事業の実施を図るため内水面振興対策協議会の開催、内水面漁業・養殖業等の実態調査、内水面総合振興計画の策定を行った。

(5) 内水面漁業場高度利用調査

天然あゆの再生産を促進するため、産卵場の形態、造成、管理手法についての検討及び主要な汽水域の利

用状況等の調査、汽水域の総合利用開発の手法の検討を行う。また、あゆ、ます類等の稚魚を河川や湖沼に放流すると放流魚がダムや堰の取・排水口に迷入することからその実態の調査と防止技術の開発について県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(6) 魚類養殖対策調査のうちポストハーベスト
農薬等残留防止対策調査及び養殖ガイドライン
作成検討（うち内水面分）

養魚用飼料のポストハーベスト農薬等の有害物質に関する指導基準を策定するため、4県に委託した。

また、新たな養殖魚種、養殖方法に対応する養殖管理指導を策定するため、4県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(7) 重要種苗対策調査事業

海産あゆ種苗の回帰率向上を図るための検討、マニュアルの作成及びうなぎ人工種苗の生産技術の開発を行うため、県、全国内水面漁業協同組合連合会、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

表6 5年度内水面関連予算（単位：千円）

第2次内水面振興対策事業費	782,297
内水面総合振興事業費	322,340
養殖主産地整備事業費	165,789
内水面地域活性化事業費	294,168
河川流域資源活用促進事業費	37,209
第3次内水面振興対策事業調査費	21,150
養殖適正管理促進事業費（うち内水面分）	12,948
内水面漁業高度利用調査費	7,925
魚類養殖対策調査費（うちポストハーベスト 農薬等残留防止対策調査費）	9,052
養殖ガイドライン作成検討費（うち内水面分）	9,064
重要種苗対策調査事業費	56,467

7 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るため、水産動植物の種苗の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか22県に対し8,935万1千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のとおりである。

ア 養場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている

養場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか13道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ さけ・ます保護水面

さくらます等のさけ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

新たに、資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか1県に対し補助を行った。

(2) 有害な水産動植物の駆除事業

水産資源の有効利用を図るため、有用な魚類等を大量に捕食するさめや貝類漁場においてのひとでの駆除に要する経費について、高知県ほか6道県に対し7,000万円の補助を行った。

(3) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るため、巡回教室(53回)、コンサルタントの派遣(17回)、視聴覚素材の貸出し(111本)を実施した。また、水産研究叢書等の刊行(1点)と年報(1回)、月報(12回)の刊行を引き続き実施した。更に、遊漁者に対する漁場利用知識普及事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

漁村における自主的な研究実践活動に対し7件の助成を行った。また、標識放流の促進を行った。

8 魚病対策

魚類防疫に関する諸問題について総合的に検討する「魚類防疫問題検討会」を開催するとともに、魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するため、「魚類防疫センター事業」として、総合推進対策、技術開発研究、魚病技術者の養成及び技術認定、輸入魚類防疫、未侵入重要魚病対策、魚類防疫技術システム化検討事業等の事業を実施した。

また、補助事業については「魚類防疫対策事業」として、魚病の発生とその蔓延を防ぐため、全国一律の魚類防疫対策事業を実施するとともに、重要養殖種に対して特定魚類防疫強化対策事業を実施し、養殖現場における防疫対策の推進、医薬品の適正使用の指導及び残留検査等を行い、魚病被害の軽減及び養殖魚の食品としての安全性の確保に努めた。

また、全国に拠点的な防疫管理地区を選定して、魚病発生の防止、防疫管理意識の向上等を図るための漁協等を中心とした自主的な防疫管理体制の確立を目的とし、これに要する防疫管理会議の開催、魚病関連機器の整備等について助成した。

9 公害等による漁業被害対策

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀、PCB等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視調査、全国の主要漁場で採捕される魚介類における有機スズ化合物等の残留状況を把握するための有害物質魚介類汚染実態調査、漁船を活用した地球規模の海洋汚染調査の検討及び器材の開発、海産魚に対する毒性試験の標準的方法を確立するための調査、酸性雨による内水面漁業への影響を予測し、その対策を検討するための調査等を実施した。また、海洋水産資源開発促進法に基づき指定された沿岸水産資源開発区域及びその周辺水域における環境保全を図るための基礎調査について助成した。さらに、貝毒の毒化現象に対処するため、毒化状況等のモニタリング調査、毒化予知手法の開発等を行う貝毒対策を実施した。

(2) 発電所の大規模取放水が内湾等の漁業資源に及ぼす影響を明らかにするための大規模取放水内湾浅海域漁業影響調査を実施した。また、各種開発事業に伴う環境の変化を適切に予測評価するための漁場保全機能定量化事業について助成した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るため、全国に配置した調査指導員等による漁場の監視、被害発生時の指導、情報の収集を行う漁場保全対策事

業について助成するとともに、映画、テレビ等を用いて漁業公害に関する正しい知識の啓蒙普及を行った。

また、漁業被害発生時の試料採取器具、漁場油濁発生時の防除のためのオイルフェンス、油吸着材等の整備について助成した。このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに公害等によって効用の低下した漁場において、プラスチック類等の廃棄物の除去、有害生物の除去等を行うことにより、漁場環境の維持・保全を図り、関係住民への啓発活動を行う水域環境クリーンアップ事業について助成した。さらに、漁業者団体を中心としたFRP漁船、漁網、貝殻等の漁業系廃棄物の処理計画の策定について助成した。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、赤潮対策技術開発試験として、シャットネラ赤潮の発生予察技術及び発生防止技術の開発、赤潮関与微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発、湖沼の沿岸帯等の浄化機能に着眼した湖沼の浄化改善を図る事業及び赤潮関連情報をデータベース化、ネットワーク化して、迅速な対応、情報の有効利用を図る事業を実施した。また、府県等が行う赤潮関係の情報の収集、通報体制の整備及び赤潮の発生予察のための調査について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため財団法人漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（救済金の支給、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。また、赤潮被害救済対策として、養殖共済の赤潮特約に係る救済掛金の一部を助成した。

10 水産動植物の保護

(1) 地球環境の保全の一環としての野生水生生物の保護については、特に我が国に多数の産卵場がある海亀について主に産卵場における保護に対し助成を行うとともに海亀の保護を図るための標識調査を行った。

(2) また、生態系全体の保存のため、沿岸漁場保全や水生生物の繁殖に果たす森林・水田の役割等について調査を行った。

11 漁場と他産業との合理的な調整

最近の海洋開発、他産業の海面利用の動きに対処して、沿岸海域のうち、自然条件にすぐれ、その区域内で漁業を営む者の経営の状況、海域の利用状況等からみて、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが認められるものを、都道府県は、海洋水産資源開発促進法（昭和46法律第60

号) 第5条に基づき、沿岸水産資源開発区域として指定できることになっており、48年度に北海道6区域、49年度に石川県3区域、51年度に北海道16区域、島根県2区域、54年度に大分県3区域の計30海域が指定されている。

この開発区域については同法第9条の規定に基づき、特定行為の届出及び勧告制度の適切な運用が図られているほか、水質汚濁防止法その他の法令に基づき、漁業と他産業との調整に関して必要な措置を講ずることとなっている。

第2節 沿岸漁業構造改善事業

1 新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）

(1) 事業の趣旨

我が国の漁業をめぐる環境は、近年、国際的な200海里体制の本格的定着に伴い、海外漁場が縮小され、生産量が低下するとともに、我が国周辺水域においても、生産量が伸び悩んでおり、さらに、円高の中で水産物の輸入が急増するなど、極めて厳しい情勢になってきている。

一方、近年の水産物に対する需要は、高級化、多様化するとともに、外食産業の発達等により、従来の魚介類の消費・流通体制が大きく変化してきている。

このような中で、沿岸漁業は、栽培漁業、養殖業等により積極的な生産拡大が可能であり、かつ、国民の需要の多様化に適応した生産体制の確立の可能性が高いことから、今後の我が国の漁業に果たすべき役割は益々高まってきており、その振興は、地域の活力を高めるための重要な役割を担っている。

以上のような沿岸漁業をめぐる情勢に対処し、水産物を効率的かつ安定的に供給していくとともに、地域の健全な発展を図っていくためには、資源の培養と適切な管理の上に立った沿岸漁業の展開を図り、国民の水産物需要に適応できる体制づくりを進め、漁村環境の整備等を図る中で、漁村社会の活性化を進めていくとの観点から、沿岸漁業の構造改善を推進していく必要がある。

この対策は、このような観点から、これまでの沿岸漁業構造改善事業の経験を活かし、関係漁業者及び事業実施主体の自主的な意向を尊重して樹立された計画に基づき、沿岸漁業の生産条件である増養殖場及び漁業近代化施設の整備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等の沿岸漁業の構造改善に関して必要な事業を、漁港の整

備、沿岸漁業の整備及び開発、栽培漁業の振興等の諸施策と密接な連携を図りながら、総合的、かつ有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の構成

ア 本事業は総事業費1,000億円の規模で実施することとし、つぎの5つの事業から成り立っている。

(ア) 基本地域沿岸漁業構造改善事業

地域数 おおむね85地域

1地域当たり平均補助事業費 10億6千万円

〃 単独融資 〃 16億8千万円

63年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、5年度までの6年間、事業を実施した。

(イ) 全県地域沿岸漁業構造改善事業

地域数 おおむね39地域

1地域当たり平均補助事業費 2億6千万円

都道府県の区域を対象として、63年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、5年度までの6年間、事業を実施した。

(ロ) 資源管理型漁業定着化推進事業

地域数 おおむね230地域

1地域当たり平均補助事業費 1千万円

3年度から7年度までの5年間、特別対策として実施する。

(ハ) ふるさと漁村ライフアップモデル事業

地域数 おおむね40地域

1地域当たり平均補助事業費 6千万円

4年度から5年度までの2年間、特別対策として実施した。

(ニ) 美しい漁村づくりモデル事業

地域数 おおむね10地域

1地域当たり平均補助事業費 1億3千万円

4年度から5年度までの2年間、特別対策として実施した。

イ 基本方針の策定

新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）を行うに当たり、都道府県知事は、将来を見通した都道府県沿岸漁業構造改善事業基本方針を策定し、水産庁長官の承認を受けることとした。なお、基本方針では、基本地域沿構及び全県地域沿構を実施することが必要と認められる地域を定めるとともに、県の沿岸漁業の誘導方向を定めるものである。このため基本方針は、水産物の需給及び生産の長期的展望を即して立案し、都道府県の総合開発計画等との間に有機的関連を持つように配慮したものであること等が必要となる。

ウ 基本地域沿岸漁業構造改善計画の樹立

基本地域沿構の地域指定した都道府県知事は、その

地域の沿岸漁業の動向及び改善方向その他計画樹立に必要な基礎調査を1年間行い、基本地域沿岸漁業構造改善計画を樹立する。全県地域沿構についても同様に都道府県知事は、全県地域沿岸漁業構造改善計画を樹立する。

エ 事業の実施

(7) 事業主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施するほか、融資対象として沿岸漁業者等が事業主体となる。

(4) 事業種目

補助事業には、基本地域沿構においては、増養殖場整備事業、漁業近代化施設整備事業、漁村環境整備事業、特認事業等があり、全県地域沿構においては、広域苗生産施設整備事業、広域餌料供給施設整備事業、水産情報高度利用施設整備事業等がある。また、単独融資事業には、省力化漁船等の購入、海面養殖場の改良、漁業生産環境施設の整備等に対する融資がある。

(ウ) 事業の実施方法

補助事業及び融資事業はともに6か年実施する。

(3) 5年度事業実施状況

事業名	地域数	事業費 (千円)	補助金 (千円)
基本地域沿構	85	12,007,432	5,598,345
全県地域沿構	8	643,445	300,000
資源管理定着化	92	938,628	437,626
ふるさと漁村 ライフアップ	40	1,207,533	563,000
美しい漁村モデル	10	643,445	300,000
新沿構(後期対策) 推進事業	18	15,924	7,962

2 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、沖縄県農林漁業構造改善緊急対策事業及び沖縄県水産業構造改善特別対策事業の経験を生かし、本土との格差は正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁場・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、3年度に新

沖縄県水産業構造改善計画を樹立して、4年度からおおむね7年間に事業費36億8千万円、国費24億5千万円を予定している。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づき、沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して、毎年度定める各年度沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 5年度事業実施状況

事業名	件数	事業費 (千円)	補助金 (千円)
沖縄県水産業 活性化構造改善 特別対策事業	11	525,000	350,000

第3節 沿岸漁場の整備開発

1 第3次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るため、沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)に基づき、63年度に策定された第3次沿岸漁場整備開発計画により実施している。その概要は、次のとおりである。

(1) 計画期間 昭和63～平成5年度(6年間)

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,400億円
増養殖場造成事業	2,000億円
沿岸漁場保全事業	100億円
調整費	1,300億円
合 計	4,800億円

なお、第3次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況(63～5年度)は、事業費3,299億円で、調整費を除く計画額3,500億円に対する進捗率は94.3%である。

2 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力の増大を図るため、主として共同漁業権水域内に、小規模(おおむね400空 m^2)な魚礁を設置する事業にあって、5年度においては、428か所を実施し、20億46万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るため、沿岸地域に存在する

天然礁の周辺に、大型（おおむね2,500空 m^2 ）の魚礁を設置する事業であって、5年度においては、234か所を実施し、78億6,441万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹敵する独立した人工礁漁場（おおむね3万空 m^2 ）を造成するため、事業実施に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

人工礁漁場造成事業調査費補助 7か所 3,200万円
人工礁漁場造成事業費補助 76か所 58億7,235万円

3 増養殖場造成事業

(1) 地先型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

地先型増殖場造成事業調査費補助 10か所 5,300万円
地先型増殖場造成事業費補助 113か所 88億1,675万円

(2) 広域型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、魚類等定着性以外の有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増殖場造成事業調査費補助 8か所 4,800万円
広域型増殖場造成事業費補助 59か所 48億900万円

(3) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成するため、事業実施に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

養殖場造成事業調査費補助 2か所 1,250万円
養殖場造成事業費補助 15か所 22億6,450万円

(4) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模（15万空 m^2 以上）な魚礁漁場の造成（海域礁設置事業）及び大規模な藻場等の造成（磯根漁場造成事業）を行い、海域の生産力を最大限に高めるための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域開発基幹事業費補助 17か所 35億6,930万円

4 海域高度利用システム導入等事業

(1) 海域高度利用システム導入事業

海域を立体的かつ高度に利用するため、新しい技術

を用い海域の生産性の向上を図るための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域高度利用システム導入事業費補助

5か所 4億6,400万円

5 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るため、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削等を行う大規模漁場保全事業及び漁場のたい植物の除去、耕うん、覆土等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 33か所 2億1,500万円
大規模漁場保全事業費補助 14か所 18億6,200万円

6 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るための局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 3か所 2億1,500万円
沿岸漁場施設補修事業費補助 4か所 1億8,750万円

7 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るため、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るための調査を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業調査費補助

12か所 2,875万円

第4節 沿岸・沖合漁業の生産及び調整

1 漁業生産調整組合

漁業生産調整組合には、まき網漁業関係4（北海道さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本旋網漁業生産調整組合）、さんま漁業関係1（全国さんま棒受網漁業生産調整組合）、いかつり漁業関係1（八戸いか釣漁業生産調整組合）、さばつり漁業関係1（東日本さば釣漁業生産調整組合）、かつおつり漁業関係1（日本かつおさおづり漁業生産調整組合）の8組合がある。

各組合は設立の趣旨に沿って定められた調整規程に従い生産調整事業を実施している。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総 論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は45区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：5年末で612隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く138隻となっており新30t未満階層の95隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オットロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び日本海西海区で操業している。他の海域等においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：5年は40万tで前年に比べ8万t減少した。

魚種別にはすけとうだら14万7千t、ほっけ7万9千t、かれい類1万7千tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数88隻、96～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及びトロールにより操業している。漁獲量28万5千tで沖底全体の70%を占めている。このうちロシア水域内での漁獲量は1万tであった。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数192隻。主に55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及びトロールにより操業している。漁獲量7万5千t。1隻当たり年間平均漁獲量393t。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数36隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。漁獲量8千t。1隻当たり年間平均漁獲量226t。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数91隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。漁獲量1万1千t。1隻当たり年間平均漁獲量115t。主要漁獲魚種はほっけ、にぎす、いか。

日本海西区：許認可隻数205隻。山陰～対馬沖が主漁

場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。漁獲量3万4千t。1隻当たり年間平均漁獲量166t。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の5年の許認可総枠隻数23,959隻である。5年の漁獲量は約40万5千tで前年に比べ約1%微増となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

また、59年度から当該漁業のうち、特に経営の悪化が著しいものについては、特定漁業生産構造再編推進事業及び資源管理型漁業構造再編緊急対策事業により漁船の隻数の縮減を図り、漁業の生産及び経営の安定が図られている。

4 まき網漁業

6年1月現在の大中型まき網漁業の許認可隻数は、278隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、5年10月現在で773隻となっている。5年におけるまき網漁業の漁獲量は約303万t（うち大中型まき網漁業218万t）で、前年より約12万tの減となった。これは主としていわしの漁獲減によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とす

る10t以上船(沖合底びき網漁業を除く。)については大臣承認制となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。5年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船130隻、かご漁船24隻の計154隻であった。5年度のずわいがにの全国漁獲量(推定値)は約4,400tである。

6 さ ん ま 漁 業

5年度のさんま漁業の大臣承認隻数は339隻で、前年度から43隻減少している。

5年度の漁獲量は前年比6%増の約27万5千tで前年に比べ約1万7千t増加した。

7 い か つ り 漁 業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、更には海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により99t型専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即して知事許可等の取扱いが行われている。

5年度の承認隻数は、大型いかつり漁業が121隻、中型いかつり漁業が428隻である。また、30t未満船は全国で約1万4千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については、59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

また、中型いかつり漁業については、漁業構造再編整備資金制度の導入により固定債務の整理を進め、中型いかつり漁業の経営の安定を図った。

しかし、62年夏以降、海外いかの大量輸入等もあって、いかなの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような魚価安でも安定的な経営ができるように中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 い か ・ か じ き 等 流 し 網 漁 業

(1) い か 流 し 網 漁 業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかい(3~4kg)を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であるが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であってあかいの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかい漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかい漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかい釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかい釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、好漁場形成予測技術の確立を図るため、あかい好漁場探索調査を5年度より7年度の3か年計画で実施しているところである。

(2) か じ き 等 流 し 網 漁 業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里内においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の5年の漁獲量は3千4百tであった。

9 資 源 管 理 型 漁 業

水産業をめぐる内外の厳しい情勢のもと、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の総意に基づく「資源管理型漁業」の全国的な推進が重要な課題となっている。

このため、5年度においては、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体による資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者等が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方に関する

る協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

10 遊漁・遊漁船業

近年の海洋レジャーに対する国民の関心の高まりの中で、遊漁人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で漁場の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、5年度においても各沿岸都道府県における漁場利用調整協議会、地区協議会を設置・開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、稚魚放流等を通じて青少年の資源保護意識の向上等を図るための青少年漁業ふれあい体験事業及び釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、遊漁船業者団体の育成のための適正遊漁船業者団体指導者育成事業、プレジャーボートによる遊漁の実態把握及び漁場利用ルールの啓蒙普及等を図るためのプレジャーボート漁場利用適正化対策事業を引き続き実施するとともに、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を新たに実施した。

11 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っているほか、漁業水域に関する暫定措置法の成立施行に伴い、52年度以降は韓国、ロシア、中国等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、

用船23隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された違反漁船については、関係漁業者を検察庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業及びずわいがに漁業等については農林水産大臣が、また都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれい泊港及びい泊期間を指定して当該違反漁船のい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近では違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は極めて集約的で複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、加えて沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の5年度における漁業法令違反の検挙数は473件で、内訳は小型底びき網漁業228件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業204件、沖合底びき網漁業15件、漁業権漁業9件、大中型まき網漁業8件、ずわいがに漁業1件、その他8件となっている。

第5節 海 洋 漁 業

1 さけ・ます漁業

5年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第9回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において4,819tの漁獲限度量及びロシア200海里内において22,000tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

旧母船式さけ・ます漁業は、2年度より基地式の形態で操業を行っており、従来の基地式さけ・ます漁業と事実上一本化された。5年度は昨年からの公海操業の停止を受け、全船88隻がロシア200海里内のみの操業となっており、漁獲割当量は21,300tであった。主な操業状況は、5月10日花咲港を出航し、3航海にて割当てを消化し、7月25日操業を切上げ、同月31日各陸揚港に入港した。漁獲実績は表7のとおり。

イ 日本海海域

大臣許可にかかる30隻が、日本200海里内において